

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 16 日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 月 居 駿 介

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 10 日から 令和 8 年 8 月 18 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 8 月 21 日 午前 10 時 00 分 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 10 日 午前 9 時 20 分 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 8 月 25 日から 令和 8 年 8 月 26 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 16 日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	5,693,000 4,554,400	一括	1,138,600	48,086	0
1	2,400,000				
2	3,000				
3	3,290,000				

物 件 目 録

1 所 在 北斗市大工川一丁目
 地 番 8 番 9
 地 目 宅地
 地 積 336.84 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 北斗市大工川一丁目
 地 番 8 番 22
 地 目 宅地
 地 積 0.49 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 北斗市大工川一丁目 8 番地 9

家屋 番号 8 番 9

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 71.21 平方メートル
 2 階 48.85 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

物 件 明 細 書

令和 8年 6月25日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 月 居 駿 介

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 北斗市大工川一丁目
 地 番 8 番 9
 地 目 宅地
 地 積 336.84 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 北斗市大工川一丁目
 地 番 8 番 22
 地 目 宅地
 地 積 0.49 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 北斗市大工川一丁目 8 番地 9

家屋 番号 8 番 9

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 71.21 平方メートル
 2 階 48.85 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

令和8年(ケ)第13号
令和8年5月13日受理
令和8年6月12日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 板倉 照 美

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 北斗市大工川一丁目
 地 番 8 番 9
 地 目 宅地
 地 積 336.84 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 北斗市大工川一丁目
 地 番 8 番 22
 地 目 宅地
 地 積 0.49 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 北斗市大工川一丁目 8 番地 9

家屋 番号 8 番 9

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 71.21 平方メートル
 2 階 48.85 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	北斗市大工川一丁目6番6号		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（共有者全員） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（共有者全員） ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地は、北東側の接面道路、北側隣地（地番8番8）及び東側隣地（地番8番15）とは概ね等高に接している。また、本件土地は概ね平坦である。
- 2 物件1の北東側角地、物件1、2と隣地（地番8番15）との境に境界標あり。その他の境界標は、確認することができなかった。本件土地の正確な位置及び形状は、専門家による調査を要する。
- 3 本件土地の西側及び南側隣地（公図上無番地）は、北斗市所有の水路となっており、本件土地と約1メートルの高低差がある。また、境界付近は法面となっている。
- 4 本件土地の西側にコンクリート土留めがある。

■建物について

- 1 本件建物は、経年による損耗がみられる。
- 2 1階玄関前に風除室（約1.65平方メートル）あり
- 3 2階にベランダ（約3.31平方メートル）あり
- 4 次のとおり所有者所有の物置がある。
 - (1) スチール製仮設物置1（約16.20平方メートル）
 - (2) スチール製仮設物置2（約14.58平方メートル）
 - (3) 木造仮設物置（約6.48平方メートル）
- 5 スチール製仮設物置2の柱及び壁面が北側に傾いている。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

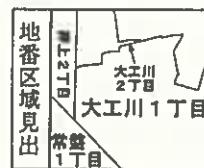
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (共有者)	本件建物新築後に前面道路に下水道管が設置された。本件建物と下水道管への接続工事はしていない。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 5月15日 (金) 12:00 - 12:20	物件所在地	占有調査 (A及びBと面談)
8年 5月15日 (金) 13:05 - 13:15	北斗市役所	固定資産税資料交付申請
8年 6月 3 日 (水) 12:30 - 13:35	物件所在地	立入調査 (A及びBと面談)、評価人同行、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(6 放日)

登記年月日：平成9年12月25日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年3月16日 函館地方方法務局

登記官

地図整理番号：M17335

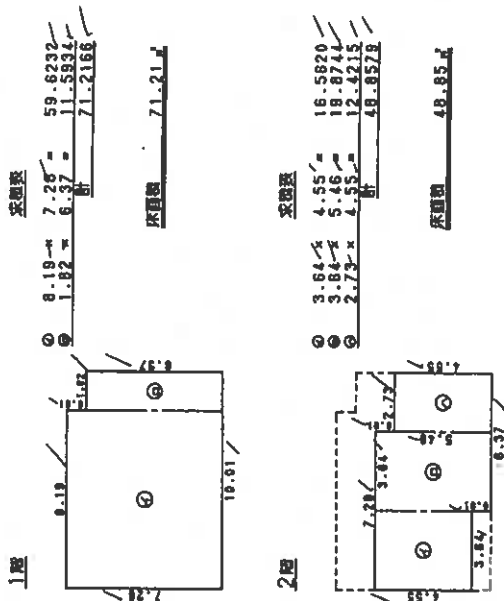
824657

各階平面図

8番9

建物図面

家屋番号 8番9
建物の所在 上越市上越母大工川1丁目8番地9



縮尺 1/500

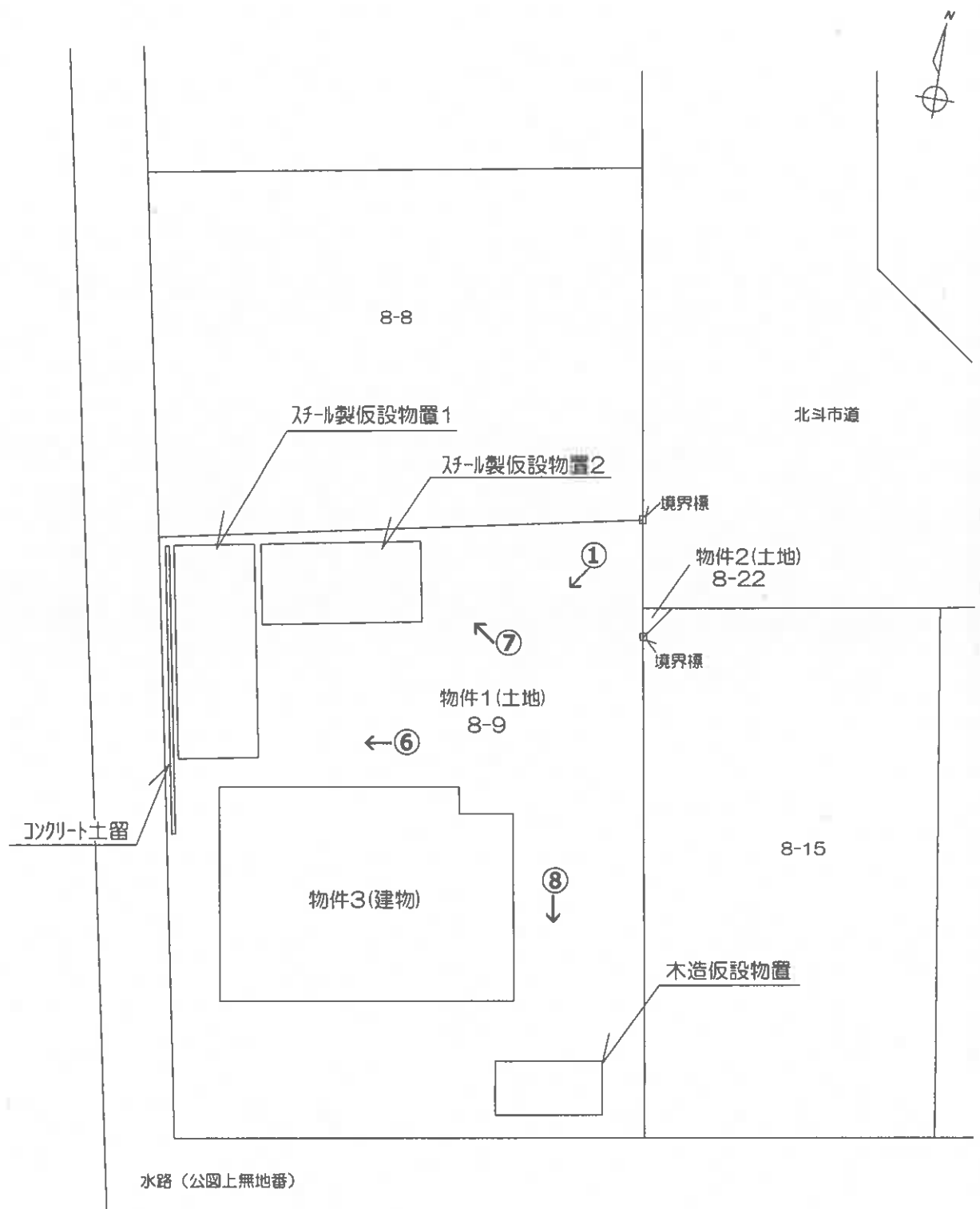
縮尺 1/250

作製者

申請人

(平成9年12月24日作成)

《 土地建物位置関係図（概略） 》



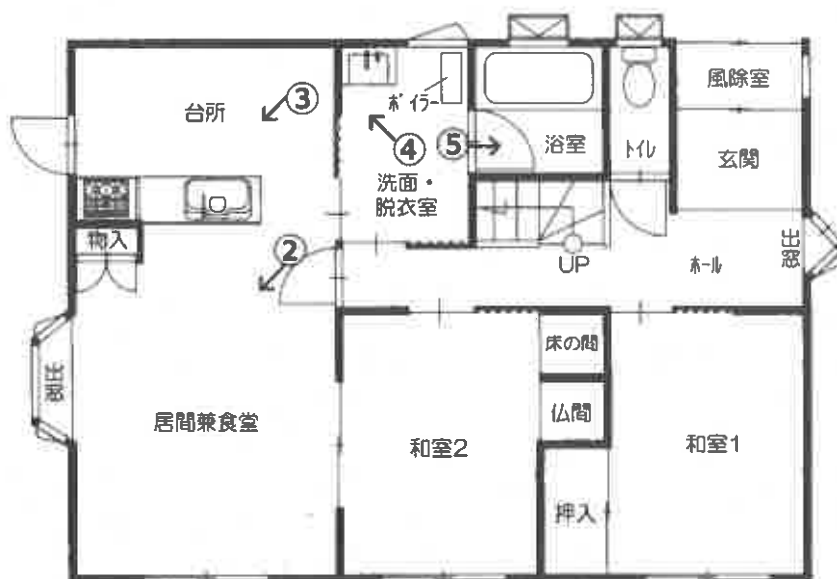
←○ 写真番号・撮影方向

※本図は概略図であり測量等の成果ではない。

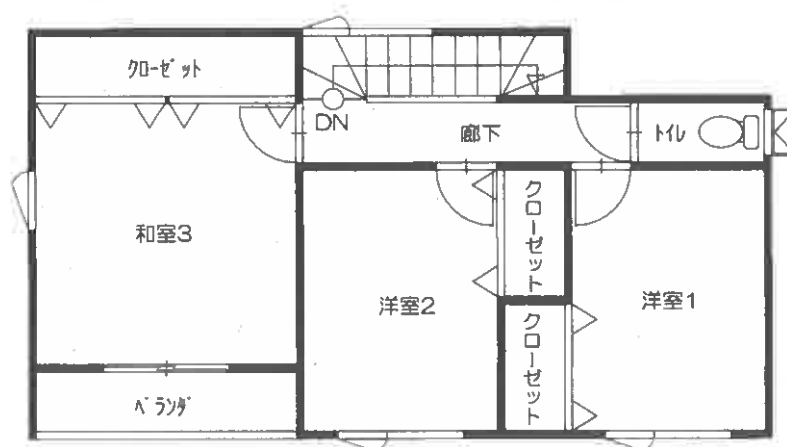
建物間取図



1階



2階



←○ 写真番号・撮影方向

(9枚目)

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



令和 8 年（ケ）第 13 号
令和 8 年 6 月 3 日 現地調査
令和 8 年 6 月 9 日 評 価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
成 田 一 樹

第1 評価額

一括価格	
金5,693,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金2,400,000円
物件2(土地)	金3,000円
物件3(建物)	金3,290,000円

- 1 一括価格は、物件1ないし物件3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1及び物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	北斗市大工川 1 丁目 8 番 9 宅地 3 3 6 . 8 4 m ²	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	北斗市大工川 1 丁目 8 番 2 2 宅地 0 . 4 9 m ²	同左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	北斗市大工川 1 丁目 8 番地 9 8 番 9 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 7 1 . 2 1 m ² 2 階 4 8 . 8 5 m ²	同左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置 ・ 交 通	道南いさりび鉄道「上磯」駅の北東方、道路距離約700m 函館バス「飯生1丁目」バス停の北西方、道路距離約800m （別添位置図参照）	
付 近 の 状 況	北斗市の市街地に所在し、一般住宅のほか共同住宅等が見られる住宅地域である。居住の利便性などを選好する需要者層が想定される地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域、市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% — 景観計画区域 等
画 地 条 件	北東側の道路に間口約4m、奥行約18m、不整形な画地である。 本件土地はおおむね平坦である。	
接面道路の状況	北東側、北斗市道「大工川16号線」、幅員約7.5m（舗装道路） 建築基準法第42条第1項第1号に該当する。 当該道路は本件土地と等高である。	
土地の利用状況等	物件1及び物件2は一団の土地として利用されており、物件3の建物が存在する。 東側及び北側の隣接地は一般住宅地、西側及び南側は水路である。 東側及び北側は本件土地と等高であるが、西側及び南側は本件土地より低位（高低差約1m）であり、境界付近は法面となっている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガス配管 なし（都市ガスは供給されていない） 下 水 道 なし（後記参照）	

特 記 事 項	1. 土地及び建物等の位置関係 全ての境界標を確認することはできなかった。隣接地及び接面道路の状況を総合考慮して、巻尺等による簡易計測を行った結果、おおむね法務局備付図面のとおりであると思料されるが、不確実性があるため画地に係る詳細については測量等の専門調査を要する。 2. 土地の利用状況等 主な工作物等は以下のとおりである。現況を考慮した結果、特段の増分価値はないと判断した。 (1) コンクリート土留 3. 供給処理施設 上水道の埋設管は別添図面のとおりである。北斗市によると、下水道は前面道路に埋設されているものの、本物件には接続されていない。本件土地及び建物への引き込み、接続に係る詳細については確認を要する。 4. 土壌汚染の可能性 本件土地については、現地調査及び土地・建物登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は特に確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があるため、土壌汚染に係る詳細については専門家による調査を要する。 5. 埋蔵文化財・地下埋設物の可能性 文化財保護法に係る周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。また、目視による現況調査の結果、地下埋設物等の存在を確認することはできなかった。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載):平成9年12月24日新築 経過年数:約28年 経済的残存耐用年数:約7年
仕 様	構 造:木造 屋 根:亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁:サイディング 等 内 壁:ビニールクロス 等 天 井:ビニールクロス 等 床 :フローリング 等 設 備:電気設備 等 その他:ー
床面積(現況)	「第3 目的物件」記載のとおり
現況用途等	現況用途:居宅 間 取 り:5LDK
品 等	普通 不動産を使用することによって生ずる損耗、時の経過又は風雨等の自然的作用によって生ずる老朽化が認められる。建築後28年ほど経過した建物である。物理的な劣化に加え、設備等に係る形式の旧式化、その能率の低下等、機能的な陳腐化が顕在化しつつある。
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	本件建物は住居として利用されている。 (現況調査報告書参照)

特 記 事 項	1. 建築確認等 北斗市によると、建築確認申請はなされているが、工事完了検査に係る記録は存在しない。建築基準法等の関係法令に適合しない可能性がある。 2. 建物等の状況 以下については、現況を考慮した結果、床面積には算入せず、建物価額に含めて評価する。 (1) 風除室 (約 1.65 m²) (2) ベランダ (約 3.31 m²) 3. 内外装等の状況 全般的に経年相応の汚損等が認められる。 4. 工作物等の状況 以下については、現況を考慮した結果、建物価額に含めて評価する。スチール製仮設物置 2 の柱及び壁面は、北側に傾斜している。 (1) スチール製仮設物置 1 (約 16.20 m²) (2) スチール製仮設物置 2 (約 14.58 m²) (3) 木造製仮設物置 (約 6.48 m²)
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1、2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	22,500	0.90	336.84	0.90	6,138,000
2	22,500	0.90	0.49	0.90	8,000

ア 標準画地価格：「第6参考価格資料」記載の公示地・基準地等との規準あるいは比準価格及び類似地域所在の取引事例価格と比準した価格等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：画地条件を考慮し個別格差率を以下のとおり査定した。

※間口狭小である状況を考慮した格差率：－10%

※画地に係る不確実性等は市場性修正に含めて評価した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物の経過年数、敷地と建物との適応の状態等を考慮して、上記のとおり査定した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	240,000	120.06	0.14	4,034,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し現価率を査定した。

耐用年数法

※観察減価

経済的残存耐用年数 7年/経済的耐用年数 35年×(1-0.30) = 0.14

※観察減価：建物の現況、保守管理の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	6,138,000	0.30	法定地上権	1,841,000
2	8,000	0.30	法定地上権	2,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

なお、土地利用権等の及ぶ範囲は現況の土地利用を考慮し、本件土地の全域と判断した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2(1)ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
1	6,138,000	－1,841,000		0.80	0.70	－	2,400,000
2	8,000	－2,000		0.80	0.70	－	3,000
3	4,034,000	＋1,843,000	－	0.80	0.70	－	3,290,000
一括価格 (合計)							5,693,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：土地と建物を一体とした複合不動産の需給動向、既述の留意事項等を総合考量した結果、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（北斗－2）

所 在：北海道北斗市常盤2丁目62番7
価 格：24,000 円／㎡
位 置：道南いさりび鉄道「上磯」駅近接
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：166 ㎡
供給処理施設：水道、下水道
接 面 街 路：南東側、幅員約11m市道
用 途 指 定 等：市街化区域、第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1 4,838,369 円
物件2 7,038 円
物件3 2,298,564 円

参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。
決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質
が異なるものである。

第 7 附属資料

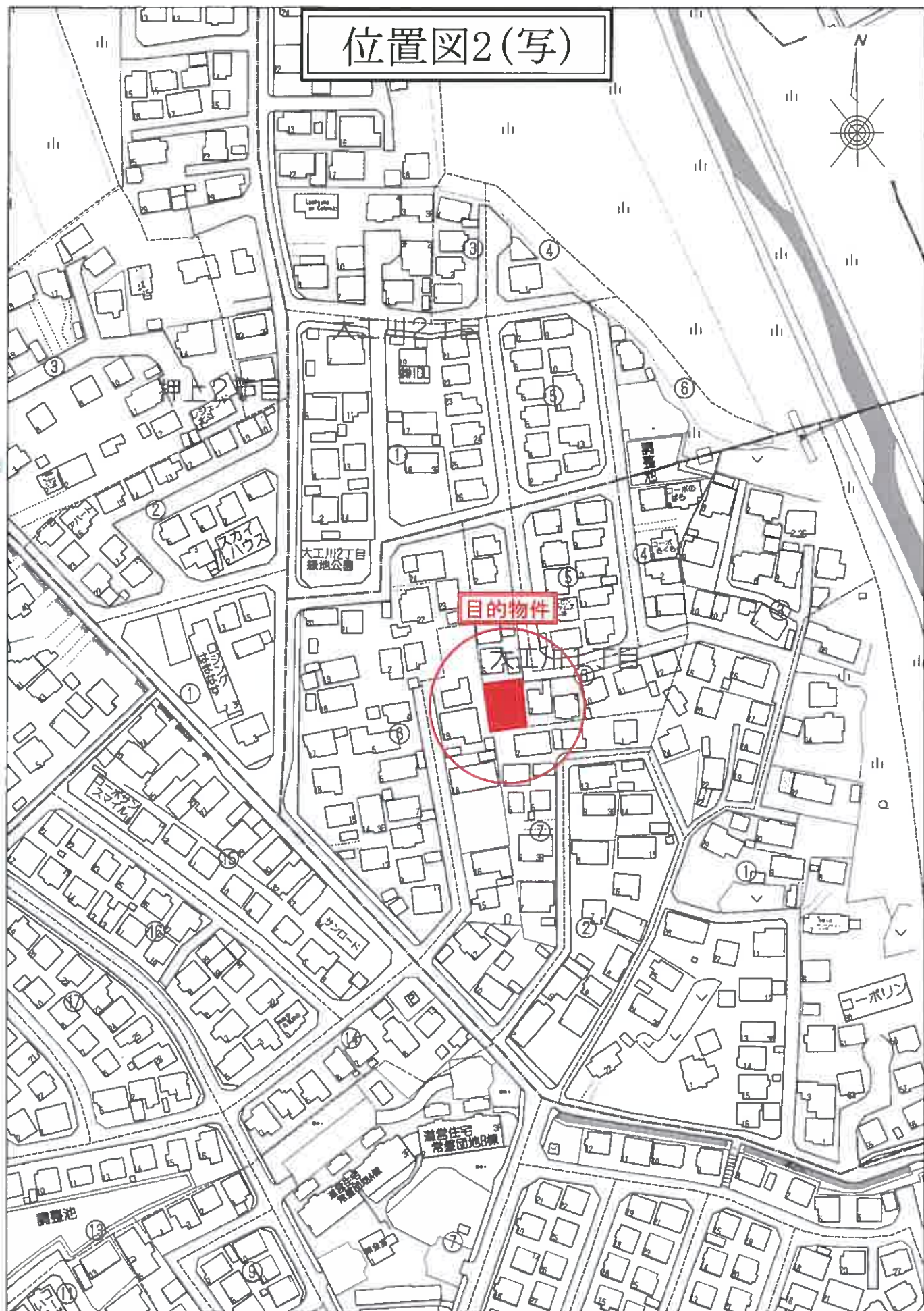
- 1 受 命 物 件 の 位 置 図 (国土地理院、ゼンリン)
- 2 公 図 (法務局)
- 3 地 積 測 量 図 (法務局)
- 4 建物図面・各階平面図 (法務局)
- 5 道 路 台 帳 図 (北斗市)
- 6 上 水 道 図 (北斗市)
- 7 土地建物位置関係図
- 8 建 物 間 取 図

以 上

位置図1(写)

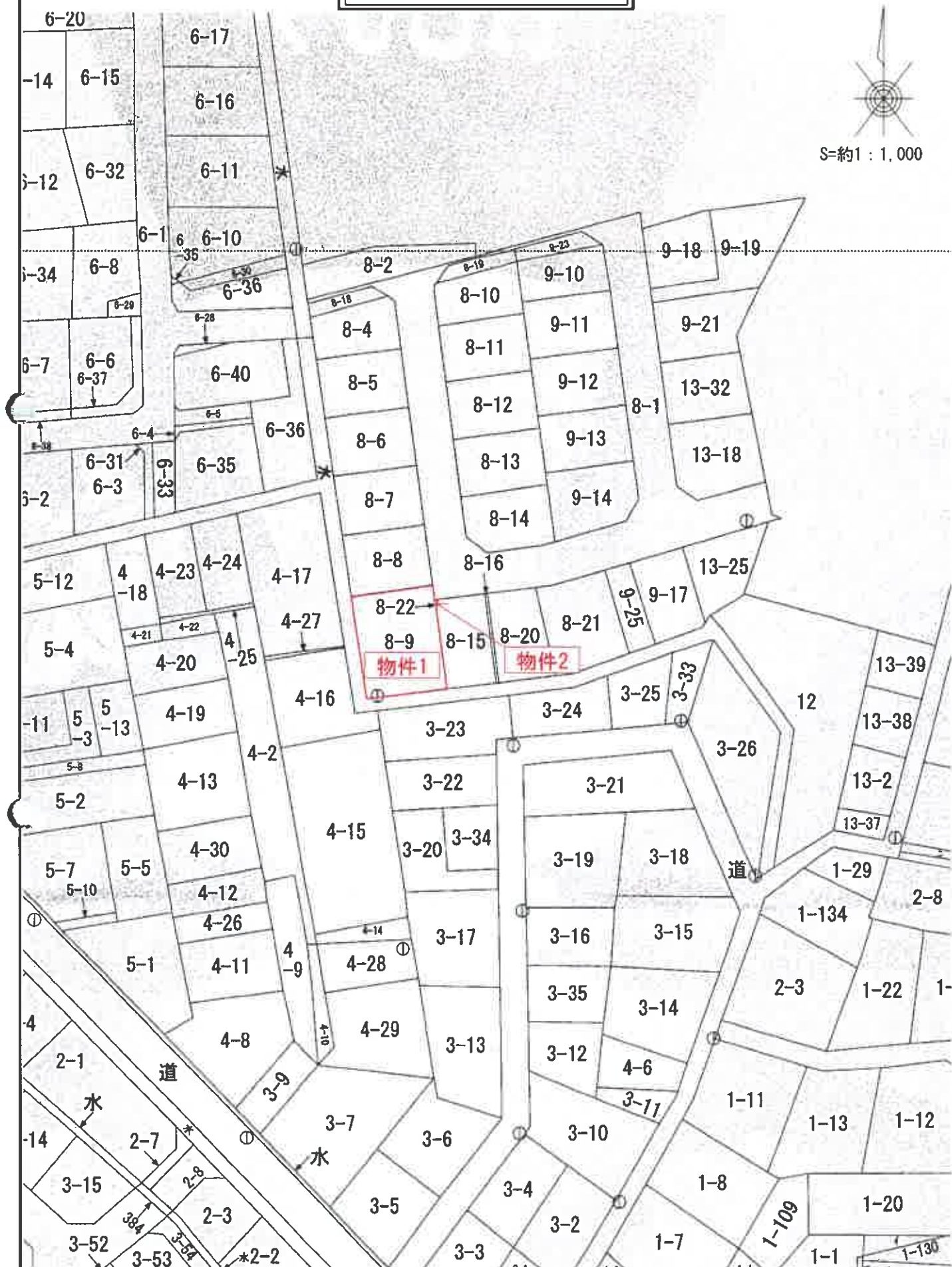
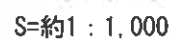


位置図2(写)



1:2000

公 函 (写)



登記年月日：平成5年8月11日

654715

8-1, 8-4~8-16;

地図番号	境界線の種類及び境界点の記号又は点名		
	種類	コンクリート欄	旗
J' 23	既設		
	新設		

地番	土地の所在
8-1, 8-4~8-17	北斗市 土曜町上郷郡大工川一丁目

土地積測量図
所在図
地図入済

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月16日 函館地方方法務局



製作者	土地家屋調査士
申請人	

縮尺 1/500

(函館土地家屋調査士会用品)

No. 00651

地図整理番号：M7332 (1/4)

※この図面はA3判をA4判に縮小した図面である。

654716

地図番号	境界線の種類及び境界点の記号又は点名	種類	コンクリート板	掘込	掘込
J 23					



新8-1, 8-4~8-16
8-1, 8-4~8-16

地番	土地の所在
	北斗市 土曜郡土曜町大工川一丁目

図 27/4
図 27/4

土地積測
地積

(1)	8-1	2976.3409840	-	2303.7807490	=	672.5602350 672㎡
-----	-----	--------------	---	--------------	---	---------------------

座標求積表

(2)	8-4	X	-241821.423	Y	32926.503	ΔX×Y	-281422.821141
A193			-241819.175		32943.809		382345.847254
A194			-241809.817		32942.593		399824.251241
A106			-241807.038		32938.436		-26713.071596
A107			-241810.628		32925.100		-473627.563500
A134							406.642258
							203.321129
							203㎡

(3)	8-4	X	-241832.973	Y	32928.053	ΔX×Y	7342.955819
A195			-241830.731		32945.310		454579.387380
A196			-241819.175		32943.809		306640.974172
A193			-241821.423		32926.503		-387841.278837
V010			-241830.954		32927.741		-380315.408550
							406.629984
							203.314992
							203㎡

(4)	8-6	X	-241844.618	Y	32929.854	ΔX×Y	-310857.821760
A197			-241842.413		32946.828		457532.600436
A198			-241830.731		32945.310		311003.726400
A196			-241832.973		32928.053		-457271.872011
A195							406.633065
							203.3165325
							203㎡

H5. 8. 11

縮尺 1/

No. 00653

申請人



土地家屋調査士

製作者

土地家屋調査士

土地家屋調査士

土地家屋調査士

土地家屋調査士

土地家屋調査士

土地家屋調査士

土地家屋調査士

土地家屋調査士

土地家屋調査士

土地家屋調査士

土地家屋調査士

(西館土地家屋調査士会用品)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月16日 函館地方裁判所

登記年月日：平成6年10月31日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月16日 函館地方方法務局

654722

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名			
	種類	土地家屋調査士専用線	コンクリート橋	堀・坑
J 23	既設			A243 A
	新設			K4 K5

与点の種類
与点の成果

A221 X=-241801.022 Y=32983.759 A222 X=-241854.564 Y=32979.733

座標求積表 (座標法)

地番; (1)8-15

公積 179.917437
総計 0.4999455
残地 179.4174915
地積 179.41 /

地番; (2)8-22

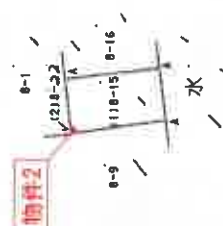
測点	X	Y	X-X	Y (X-X)	辺長
A243	-241869.158	32950.302	1.107	36475.984314	1.000
K4	-241869.043	32951.295	-0.992	-32687.684640	1.404
K5	-241870.150	32950.431	-0.115	-3789.299565	1.000

合計
面積 0.4999455
地積 0.49 /

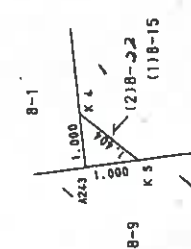
・使用機種: SEIKO 測量計算システム
・計算式: 面積 = $\sum (Y_i(X_{i+1} - X_{i-1})) / 2$ $i=1, 2, 3, \dots, N$

図 在 所 測 量 図

地 番 8-15 8-22
土地の所在 北見市 大工川一丁目



拡大図 S=1/100



官公署証明番号 平成 年 月 日

作製者

土地家屋調査士

申請人

縮尺

1/1000

(函館土地家屋調査士会用紙)

地図整理番号: M17334

※この図面はA3判をA4判に縮小した図面である。

登記年月日：平成9年12月25日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年3月16日 函館地方支局

登記官

地図整理番号：M17335

※この図面はA3判をA4判に縮小した図面である。

824657 各階平面図

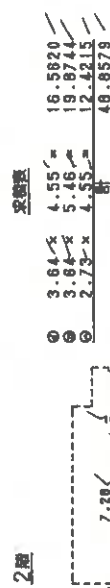
000000 建物図面

家屋番号 8番9

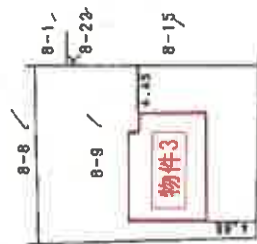
建物の所在 北 札幌市土支局大工川1丁目8番地9



床面積 71.21㎡



床面積 48.85㎡



物件3

作製者

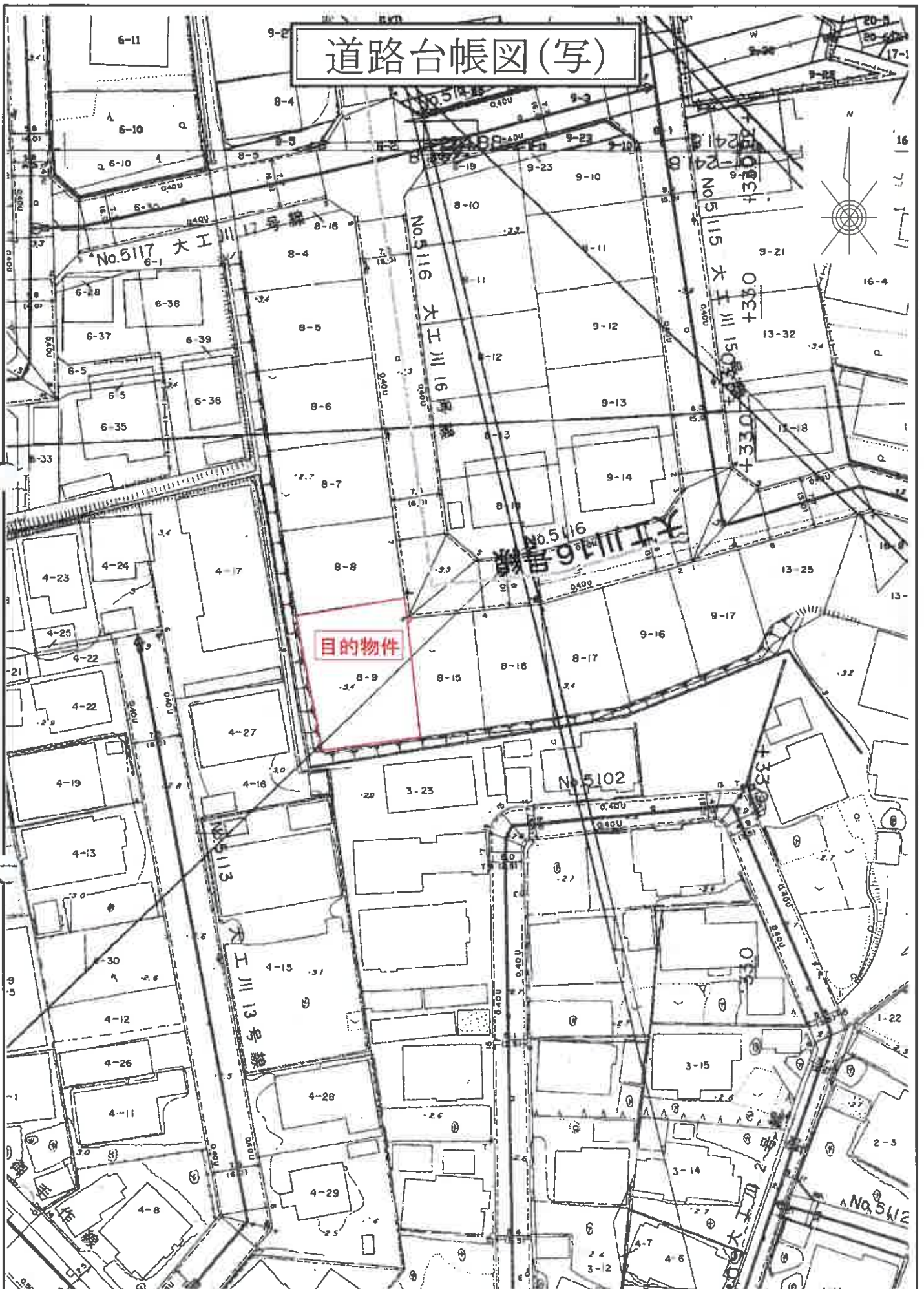
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

道路台帳図(写)

目的物件



上水道図(写)



DIP $\Phi 100$ H05

DIP $\Phi 75$ H05

DIP $\Phi 75$ H05

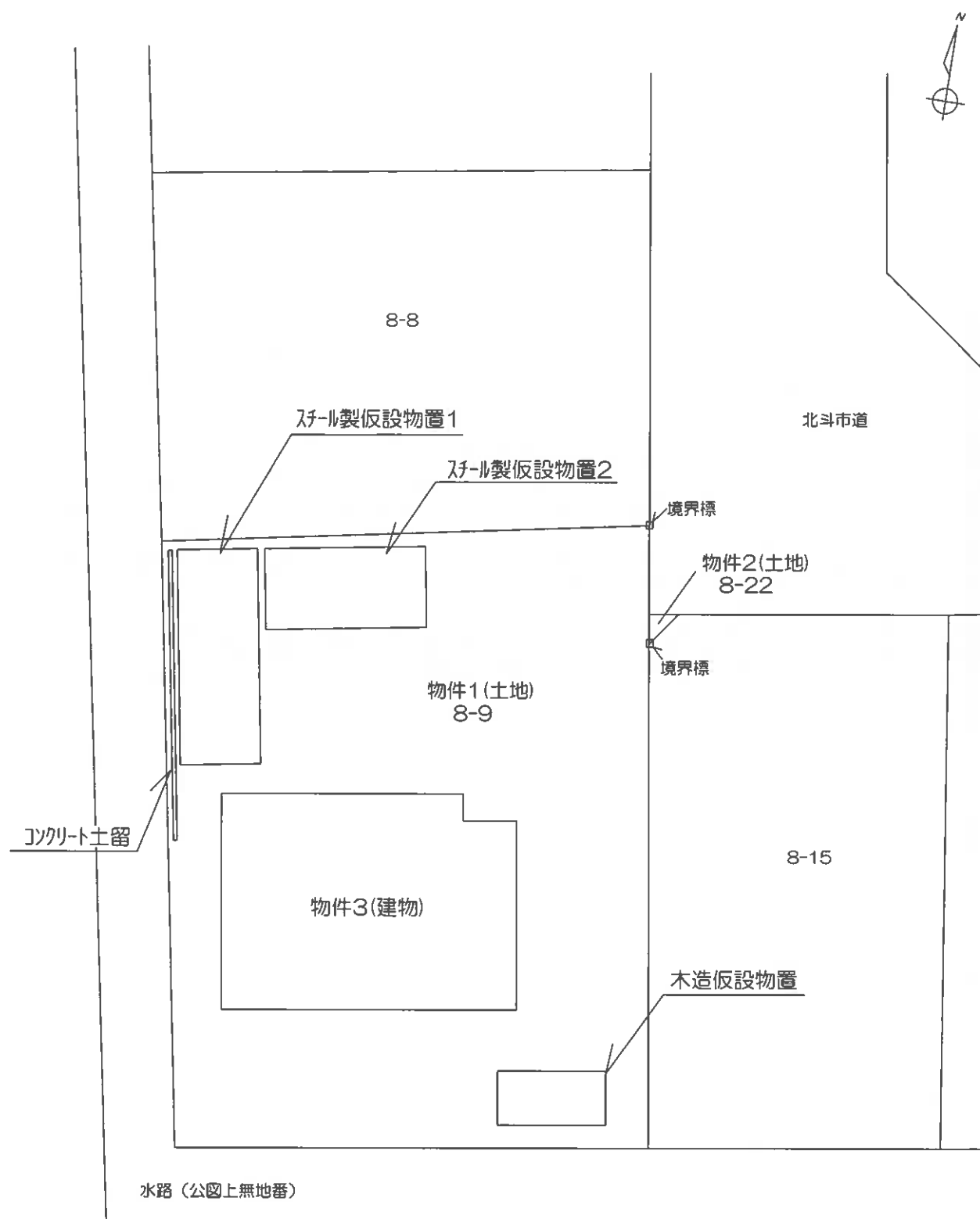
PP $\Phi 50$ H05

目的物件

PP $\Phi 50$ H11

北斗市 上水道図

《 土地建物位置関係図（概略） 》



※本図は概略図であり測量等の成果ではない。

建物間取図



1階



2階

